

3級要項

2021年4月1日現在

公式 日本口腔ケア学会認定資格試験 3級の審査基準ならびに申請資格および申請の手順においては、下記のように規定する。

審査基準

各々の職場において所属する部門の口腔ケアリーダーとしてふさわしい知識を有するものを審査・認定する。2回の審査がある。

筆記試験方式では、提出を受けた書類をもとに、本人の経歴経験、特に口腔ケア実施症例、日本口腔ケア学会での学会発表・論文発表の有無、4級の認定資格の有無等を総合的に審査する。その後に筆記試験を行う。

CBT (Computer Based Testing) ではCBT方式による試験により知識を確認してその合格者に対して書類審査を行う。

申請資格 *以下の1～3の全てを満たす者

- 1.会員であること
- 2.会員歴3年以上（入会初年度を1年目とする）または 公式 日本口腔ケア学会認定資格4級認定者
- 3.医療賠償保険制度に加入している者（未加入の者は、審査開始までに加入手続きをすること。申請書類の提出後に保険加入した者は、加入した旨の申告と加入者証コピーが審査に必要。）

申請の手順

1. 筆記試験の場合は日本口腔ケア学会のホームページより試験申込を行い、審査料を手順の下記 2. に従い支払う。

CBT方式による試験は、株式会社CBTソリューションズの受験者ポータルサイト (<https://cbts.com/examinee/>) より試験申込を行い、審査料（13000円）は上記の会社へ支払う。CBT 方式による試験の合格後、別途、審査料を手順の下記 2. に従い支払うとともに手順の下記 3. および 4. に従い書類およびデータを送付する。

2. 審査料の振り込み

* 「払取扱票記入見本」を参照。

筆記試験の審査料は、書類審査含め20,000円である。

CBT方式による試験後の書類審査の審査料は、10,000円である。

3. 以下の 1) 2) 及び 3) の書類を郵送する。

1) 様式 2 (履歴書)、様式 3 (業績集)、様式 4 (症例報告書) の原本

(捺印・証明写真の貼付必須。)

* 他学会の医療賠償責任保険へ加入している場合、加入者証コピーも提出すること。

* 様式4においては、口腔ケアについての実施症例報告を1名1例で30症例以上を報告すること。

* 様式 2、様式 3 及び様式 4 は、学会ホームページよりダウンロード

すること。

2) カラー証明写真 1 枚 (CBT 方式で受験する場合は不要)

様式 2 と同一の写真。裏面に氏名記入。サイズ 4 × 3 cm。

3) 審査料振込控えのコピー

4. 様式 2、様式 3 及び様式 4 のデジタルデータをメール添付送信、または

CD等で上記 3 の 1) 2) 及び 3) に同封し郵送すること。

* メールは件名と本文に「受験地・受験級・氏名」を入力すること。CBT 方式での試験に合格後に書類審査を受ける者は「CBT・3級・氏名」とすること。

* 4.を行えない場合は、手数料 3000 円を審査料に加え振込のこと。

審査料・手数料に関しては学会ホームページで最新情報を確認すること。

* 筆記試験の書類審査の判定合格者は、筆記試験の判定での不合格であっても、その後の3 年間は書類審査を免除する。即ち、3 年以内に再び3級を申請する場合は、様式 2 の提出は必要だが様式 3、様式 4 の提出は不要となる。

* CBT 方式による試験では株式会社 CBT ソリューションズの手数料加算のため、筆記審査と書類審査の方式（20,000 円）に対し、23,000 円となります。